

大府市告示第 70 号

令和 6 年能登半島地震における市税に関する申告期限等の指定

令和 6 年 4 月 22 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市税条例（昭和 45 年大府市条例第 46 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 6 年能登半島地震における市税に関する申告期限等の延長（令和 6 年 1 月大府市告示第 8 号）において別途告示で定めることとされている期日は、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から 4 月 29 日までの間に到来するものについて、令和 6 年 4 月 30 日とする。